

事 務 連 絡  
令和3年4月16日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

地方出入国在留管理官署の被収容者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種  
の実施について（周知）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知)の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところです。

今般、地方出入国在留管理官署に収容されている被収容者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、出入国在留管理庁より別添のとおり通知されておりますので、御連絡いたします。

■■■■ ■■■■ ■■■■  
事務連絡  
令和3年4月15日

入国者収容所首席入国警備官 殿（処遇担当）  
地方出入国在留管理局首席入国警備官 殿（処遇担当）  
地方出入国在留管理局支局首席入国警備官 殿（処遇担当）

出入国在留管理庁総務課  
法務専門官（危機管理担当） 小川 哲 司

被収容者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対処方針について  
被仮放免者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予  
防接種」という。）については、本年4月1日付け出入国在留管理庁総務課長事務連絡  
「入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する  
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」によって周知済みですが、同取扱  
いを踏まえ、地方出入国在留管理官署に収容されている被収容者に対する新型コロナ予  
防接種の在り方についても検討したところ、厚生労働省と協議の上、本対処方針を策定  
したので、下記のとおり取扱いいただけますよう、お願いいたします。

#### 記

#### 1 新型コロナ予防接種の基本的な枠組み

新型コロナ予防接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、市町村（特  
別区を含む。以下同じ。）が実施主体となって行われるが、接種に当たっては、住民票  
所在地の市町村が発行する接種券（以下「接種券」という。）が必要となり、接種券は、  
住民票所在地の市町村から、下表のとおり年齢に基づく発送区分ごとに順次発送され  
る予定である。

一方、市町村における接種券の発送日時時点で、住民票がない場合又は住民票が職権  
により消除されるなどして住民票がない場合は、接種券は発行されないため、現在地  
の市町村に対し、接種券の発行申請が必要となる。

また、接種券が発送されたものの、何らかの事情によって、同券を受け取れなかつ  
た場合、当該接種券を発行した住民票所在地の市町村に対し、接種券の再発行申請が  
必要となる。

なお、新型コロナ予防接種は2回のワクチン接種となる予定である。

表：接種券の発送区分と想定される発送期間

(令和4年3月31日時点での満年齢に基づく)	想定される発送期間
75歳以上 (昭和22年4月1日以前に生まれた方)	標準的には令和3年4月23日頃まで
65歳以上75歳未満(昭和22年4月2日～昭和32年4月1日生まれ)	標準的には令和3年4月23日頃まで
それ以外の者	具体的な期間は追って示される予定である。

(厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(2.1版)」を元に作成)

## 2 被収容者に対する新型コロナ予防接種の具体的手順

### (1) 接種券の入手

被収容者ごとに住民票の存否を確認し、さらには接種券の再発行申請に係る調整を市町村ごとに対して個別に行うことは煩雑であることから、被収容者に係る接種券の入手は、全て各地方出入国在留管理官署が所在する市町村に対する発行申請をもって行うこととする(厚生労働省及び自治体と調整済み)。

なお、在日親族等を通じて、住民票所在地から送付された接種券の入手が可能な場合、後記4(2)のとおりとする。

### (2) 市町村及び医療機関との調整

各地方出入国在留管理官署処遇担当者(以下「担当者」という。)は、接種券の発行手続、接種券申請の優先順位(年齢・基礎疾患の有無等)及び接種の実施の詳細について、各出入国在留管理官署が所在する市町村と調整する。

被収容者に係る新型コロナ予防接種は、原則として外部の接種実施医療機関による巡回接種によるものとし、接種の方法等について巡回接種を行う接種実施医療機関と調整する。

なお、本事務連絡の内容については、追って厚生労働省から各自治体宛てにも周知される予定である。

## 3 接種対象者

原則として、接種を希望する者とする。

ただし、短期間のうちに出所が見込まれる者については、この限りでないが、例えば、既に1回目の接種をしている場合など、特段の事情が認められる場合には、柔軟に対応する。

## 4 留意点

### (1) 接種対象者の年齢

現在薬事承認されているファイザー社製のワクチンの接種対象者は16歳以上の者とされているが、今後承認されるワクチンの種類によっては、16歳未満も対象となる可能性がある。

16歳未満の者が接種する場合には、接種時の問診票である予診票の保護者自署欄に保護者の署名が必要であるので留意すること。

なお、65歳以上の者については、現在、優先接種の対象となっており、上記2(1)の表に記載のとおり、4月23日までに接種券が発送される予定であることから、65歳以上の者を収容している担当者は、速やかに当該官署の所在する市町村と調整を図ること。

### (2) 住民票所在地から発行された接種券が届いた際の取扱い

新型コロナ予防接種は、原則として住民票所在地の市町村の接種実施医療機関又は接種施設で行うこととされており、住民票所在地以外の市町村で接種を受ける場合、接種を行う市町村宛てに事前に住所地外接種届出済証の発行申請が必要である。

しかし、被収容者に係る住所地外接種については、同申請は不要とされていることから、住民票所在地の市町村から発行・送付された接種券が入手できる場合には、同接種券をもって各出入国在留管理官署が所在する市町村において予防接種を受けて差し支えない(注)。

(注) 住所地外接種に関し、勾留又は留置されている者については、市町村への届出を省略することができるのとされているところ、地方出入国在留管理官署の被収容者も、本取扱いの対象となる旨厚生労働省に確認済み。

### (3) 接種情報等の確実な把握

担当者は、接種券の発行申請状況等を確実に把握し、適切、かつ、円滑な接種の環境整備に努めること。

また、今後、新規入所する被収容者の接種に際しては、接種済証の有無等を確認するなどして、接種状況を確実に把握し、過誤接種を防止すること。

### (4) 矯正施設との関係

矯正施設から身柄を引き取って収容する場合には、接種券の有無及び接種歴などについて、確実な引き継ぎを行うこと。

## 5 新型コロナ予防接種に関する情報

新型コロナ予防接種に関する情報については、以下の厚生労働省HPにて随時更新されているので、参考にされたい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)